

今月の経理情報

2005年9月

今回のテーマ： 日本版 LLP の創設

欧米では、LLP や LLC に代表されるパス・スルー型の企業は、共同事業体として研究開発、金融、サービス業など、さまざまな分野で広く普及しています。これまで日本においては LLP や LLC は存在しておらず、その創設が強く要望されていましたが、8月1日に「有限責任事業組合契約に関する法律」が施行され、日本版 LLP が創設されました。

日本版 LLP の特色

(1) 有限責任制

各構成員は、その出資の価額を限度として責任を負います。

(2) パス・スルー課税制度

LLP が稼得した所得につき、組合自体は課税されません。当該所得は各構成員に帰属し、構成員の段階で課税されます。

(3) 内部自治原則

LLP の構成員は全員が業務執行組員であることを前提としているため、全構成員が LLP の業務を執行する権利を有すると共に義務を負いますが、組織内部の取り決めは自由に決めることができます。

(4) 柔軟な損益分配

出資比率に基づく損益分配が原則ですが、書面による特別な定めを行うことにより、出資割合に縛られない柔軟な損益分配が行えます。ただし、その割合につき、算定事由や算定式等により合理性を明らかにする必要があります。

(5) 業務内容に制限

LLP として行うことができない業務として、その性質上組員の責任の限度を出資の価額とすることが適当でない業務 9 種類（弁護士、会計士、税理士などの士業）と、組合の債権者に不当な損害を与えるおそれがある業務 6 種類（宝くじ、競馬の勝馬投票券、サッカーくじのスポーツ振興投票券などの購入を事業とする業務）を政令で定めています。

他の事業体との比較

	事業体				
	有限責任事業組合	合同会社	任意組合	投資事業有限責任組合	匿名組合
根拠法	有限責任事業組合契約に関する法律	会社法	民法	投資事業有限責任組合契約に関する法律	商法
法人格	なし(登記は必要)	あり	なし	なし(登記は必要)	なし
課税方式	構成員課税	法人課税 (未確定)	構成員課税	構成員課税	構成員課税
構成員の責任	有限責任	有限責任	無限責任	業務執行組員は無限責任	営業者は無限責任

お見逃しなく！

平成 17 年 4 月 1 日以後に開始する計算期間においては、民法組合等の外国組員（組合事業以外の事業についての恒久的施設を有する外国組員で、免除証明を受けた組員を除く）が受けるべき利益の分配（国内で行う事業から生ずるものに限る）につき、20%の源泉徴収が必要です。